

富山県利賀芸術公園指定管理者募集要項

令和8年8月

富山県生活環境文化部文化振興室芸術振興課

富山県利賀芸術公園指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称 富山県利賀芸術公園（以下「利賀芸術公園」という。）

(2) 所在地 南砺市利賀村上百瀬 4 8

(3) 設置目的・管理運営方針等

利賀芸術公園は、平成 6 年 10 月に、『利賀において展開され、世界的に名声を博してきた演劇活動を更に発展させることにより、舞台芸術その他の芸術文化の創造と振興に寄与すること』を目的に、次の事業を行う施設として設置されたものです。

- ア 舞台芸術等に関する企画、制作及び公演を行うこと。
- イ 舞台芸術等に関する研修及び普及啓発を行うこと。
- ウ 舞台芸術等に関する国際交流及び地域間交流を行うこと。
- エ 舞台芸術等に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- オ 前各号に掲げるもののほか、舞台芸術等の創造と振興に寄与する事業

① 基本的な運営方針

上記の設置目的を達成するため、当該公園施設は次の方針で運営します。

- ア 利賀芸術公園では、特色ある合掌造りの「新利賀山房」やギリシャ風の「野外劇場」において、昭和 57 年から毎年、「利賀フェスティバル」などが開催され、世界的に名声を博する「演劇の利賀」をさらに発展させる国際色豊かな舞台芸術の公演等が、国内外から訪れる一流の演劇人によって繰り広げられています。
- イ 県と南砺市では、このように世界から高く評価されている利賀芸術公園一帯の芸術環境やこれまでの国際的な活動を活かして、「舞台芸術特区 T O G A」構想を推進しており、平成 18 年には初の芸術特区として全国に先駆けて劇場の規制緩和を行うとともに、国際的な舞台芸術の人材育成事業に取り組んでいます。
- ウ また、平成 20 年からは、世界的演出家である鈴木忠志氏が主宰する劇団 S C O T (SUZUKI COMPANY OF TOGA) が利賀芸術公園を本拠地に活動を再開したところであり、世界的に名声を博する当該劇団と連携し、優れた芸術環境を活用した舞台芸術の創造、発信、普及・教育事業の推進に取り組んでいます。
- エ 県では、令和 7 年 12 月に「富山県総合計画」を策定し、「幸せ人口 1000 万」を目標に掲げたところです。こうした取組みにより、利賀芸術公園を世界の演劇人が集う、世界に開かれた舞台芸術の拠点、地域振興の拠点として、より一層発展させ、『富山から世界に発信する芸術文化の振興』を通じて関係人口の拡大を図っていくこととしています。

② 施設管理の方針

上記の基本的な運営方針をふまえ、次の方針で施設管理をすることとしています。

- ア 次の 5 施設は、利賀芸術公園を本拠地とする劇団 S C O T が舞台芸術の創造（企画・制作・訓練・滞在等）のために必要な期間使用する施設とすること。

利賀創造交流館練習ホール、利賀スタジオ
(南砺市管理部分のうち利賀ロッジ（カワセミ 1）、研修宿泊棟、文化村案内所)

イ 上記以外の施設は、富山県利賀芸術公園芸術プロデューサーの企画事業を中心に使用する。また、次の事業も含め利賀芸術公園全体の施設使用の全体計画について、富山県国際交流・芸術文化顧問のアドバイスを受けること。

・(一社) 富山県芸術文化協会企画、運営公演・・・県内芸術振興事業

(4) 施設の概要

* 今回募集する指定管理者の管理運営業務は、富山県管理部分を対象としています。

- ① 敷地面積 124,004.34㎡(富山県所有部分57,030.00㎡)
- ② 建物面積 8,035.15㎡(富山県所有部分 5,974.39㎡)
- ③ 施設内容 利賀山房(274.73㎡、250名収容)、
野外劇場(804.58㎡、800名収容)、
新利賀山房(601.43㎡、400名収容)、
岩舞台(248.34㎡、200名収容)、
利賀スタジオ(377.20㎡、150名収容)、
利賀創造交流館(練習宿泊施設3,091.76㎡、別館457.11㎡、別館車庫66.25㎡)
研修交流館(272.03㎡、282.55㎡、235.75㎡、宿泊施設)
総合案内所(232.69㎡)、
石麗(327.62㎡、劇団用宿泊施設)、
山蟬(193.44㎡、宿泊施設)、
公衆便所(36.45㎡)、キャンプ場管理棟(127.00㎡)、
機械室(21.03㎡)
合掌芸術文化館(227.70㎡ 芸術プロデューサー事務所)
舞台装置等格納施設(157.49㎡)
* 公園内には、上記のほか、県の公募対象外の施設ですが、
 - ① 南砺市において別途指定管理者が選定される施設として
合掌宿泊館、文化村案内所、利賀ロッジ、研修宿泊棟のほか、
 - ② (公財)利賀文化会議所有の宿舎があります。
- ④ 設置日 平成6年10月1日

*施設概要については、下記の富山県利賀芸術公園のホームページをご参照ください。

<http://www.togapk.net/>

(5) 設備・備品の内容

別に配布する「利賀芸術公園の管理に係る業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)参照

(6) 利用状況等

過去の利用日数、料金収入

(単位：日・団体・人、千円)

年度		5 年度	6 年度	7 年度
利用 日数	利賀山房	138	64	74
	野外劇場	73	66	62
	新利賀山房	286	180	200
	利賀スタジオ	292	284	264
	岩舞台	42	0	8
	利賀創造交流館練習ホール	292	283	281
	研修交流館	297	298	290
団体数	利賀創造交流館	30	20	18
延人数		9,644	9,830	9,883
料金収入		4,857	8,336	7,742

* 休館日 (1) 利賀創造交流館以外の施設 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの日

(2) 利賀創造交流館 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

富山県利賀芸術公園の設置目的をより効果的に達成させるため、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（以下「手續条例」という。）に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行います。

なお、富山県と南砺市が、この施設の敷地並びに建物について、県の所有・管理部分と市の所有・管理部分をそれぞれ有しており、施設の運営管理にあたっては、富山県利賀芸術公園条例第 6 条第 2 項の規定により、県と南砺市は密接に連携し、施設の有機的かつ一体的な利用に努めるものとされています。したがって、申請に際しては、一体的な管理を行うことを前提に施設全体に係る同一内容の事業計画書を県と南砺市に提出してください。

2 条件等

(1) 申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとします。

- ①法人等の団体であること（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。）
- ②申請する法人等及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次に掲げるア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者

イ 県税を滞納している者

ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

エ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する

者

オ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して 2 年を経過しない者

③申請する法人等の役員に、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者がいないこと。

④手続条例第 6 条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。

⑤公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。

⑥県内に事務所を置き、又は置こうとする者であること。（指定期間の開始日から 1 箇月前までに設置すること）

※上記①～⑥の資格・要件については、申請の時点から指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。

※また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。

※共同体で申請する場合は、上記要件のうち①～⑤については、共同体のすべての構成員が満たす必要があります。⑥については、共同体を代表する法人等が要件を満たす必要があります。

（２）指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添業務仕様書参照）

①富山県利賀芸術公園条例第 5 条第 1 号から第 4 号までに掲げる事業に関する業務

②利賀芸術公園の魅力の普及に関する業務

③利賀芸術公園の施設の利用に関する業務

④利賀芸術公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

⑤その他別添業務仕様書に記載する業務

- ・指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき県と指定管理者と協議のうえ決定し協定を締結することとします。

（第三者への再委託）

- ・管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による県の承認が必要となります。

（法令等の規制及び国・県等の指針・計画等）

- ・施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・説明会において必要な資料を配布し、説明します。

（３）管理の基準

① 休館日

- ・利賀創造交流館以外の施設 12月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの日

- ・利賀創造交流館 12月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

ただし、特に必要があると認められるときは、休館日であっても臨時に供用を要する場合があります。

② 管理の基準に関する提案について

- ・上記（３）①で定める管理の基準を上回る基準（開館期間の延長等）で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は、提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。

- ・ ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費（以下「指定管理料」という。）は、（５）で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- ・ また、参考資料として上記①で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

③ 法令等の遵守

- ・ 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号）については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。
- ・ 手続条例第12条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

④ 帳簿書類の保存

- ・ 指定管理者が作成した施設の管理にかかる帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

（４） 指定期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日（3年間）

（５） 県が支出する指定管理料の上限

①指定管理料の上限

（単位：千円）

年度	9年度～11年度の合計額
指定管理料の上限額	452,370

- ・ 申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案してください。
- ・ 指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・ 県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- ・ 上記指定管理料の上限額には公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません。
（修繕費、備品購入費の取扱いについては「③留意事項」参照）
- ・ 上記の指定管理料の上限は管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除（相殺）した額となっています。

（参考）管理に係る経費

（単位：千円）

	9年度～11年度の合計額
指定管理料の上限額	452,370
利用料金収入見込額	22,179
管理に係る経費	474,549

(参考) 過去3年間の管理経費

(単位：千円)

年 度	5 年度	6 年度	7 年度
管理経費	148,169	155,525	154,619
内訳：人件費	58,388	68,546	58,467
光熱水費	19,447	20,241	18,838
委託料	9,958	7,102	6,667
その他	60,376	59,636	70,647

(賃金・物価スライド制度について)

- ・ 本募集に係る指定管理料については、人件費や物価等の客観指標の変動を適切に反映させるため、スライド制度を導入します。
- ・ スライド制度は、あらかじめ定めた基準額および対象経費に基づき、毎年度、最新の客観指標と前年度の客観指標の増減率〔(最新指標－前年度指標の差)〕を用いて、指定管理料の増減の上限額を算定し、その範囲内で指定管理料をスライドさせる仕組みです。
- ・ 指定管理者は、毎年度、所定の様式によりスライド上限額の算定及び増額の申請を行うことができます。
- ・ 県は、提出された算定結果と事業計画・実績等を確認のうえ、予算の範囲内でスライド額を決定します。
- ・ 基準額に対する1%分については指定管理者の負担とし、それを超える部分についてスライド制度により調整するものとします。
- ・ 減額となる場合は、当該年度の最終の指定管理料支払時に控除するものとします。
- ・ スライド制度は、指定管理期間を通じて継続的に適用することを前提としており、応募に当たっては、本制度の内容を理解したうえで事業計画及び収支計画を作成してください。
- ・ 制度の詳細(対象経費、算定方法、様式等)については、「スライド制度手引き」を参照してください。

②指定管理料の支払方法等

指定管理料の支払方法

- ・ 年間の指定管理料の支払は提案された指定管理料の額に基づき、次のとおり4回に分けて支払います。
- ・ 最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

	4 月	10 月	1 月	4～5 月
支出額	年度の委託額 50%	20%	20%	10%

- ・ 指定管理料は精算する必要はありません。

③留意事項

- ・ 指定期間における指定管理料は、スライド制度に基づく増額を除き、原則として、増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動や施設の管理形態等の見直しなど、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。

- ・ 指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。（「C 指定管理者の指定及び協定の締結」参照）

（修繕について）

- ・ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、小規模な修繕（1件100万円未満）、合掌造り施設の茅葺屋根維持修繕及び富山県国際交流・芸術文化顧問の指導助言による芸術環境整備については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。ただし、茅葺屋根維持修繕の実施にあたっては、事前に県と協議する必要があります。

（修繕費の上限額）

（単位：千円）

年 度	R 9	R 10	R 11
小規模な修繕及び茅葺屋根維持修繕の上限額	24,603	24,603	24,603
芸術環境整備の上限額	2,283	2,283	2,283

- ・ 修繕に係る費用（茅葺屋根維持修繕を除く）については、3月毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。
- ・ 茅葺屋根維持修繕に係る費用については、指定管理者の請求を受けて概算払いを行い、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に精算します。
- ・ 修繕費と指定管理料、備品購入費の費用区分をまたいで支出することは出来ません。
- ・ 上記以外の大規模な修繕（1件100万円以上）については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

（参考）過去3年間の修繕の件数

- ・ 茅葺屋根維持修繕および芸術環境整備以外のもの

年 度	5年度	6年度	7年度
件 数	38件	32件	36件
支出額	7,707,296円	8,426,559円	8,314,683円
主な修繕内容	・ 新利賀山房外壁塗替え工事 ・ 利賀山房エアコン修理	・ 利賀創造交流館浴室天井塗装修繕 ・ 利賀創造交流館2階ホールカーペット張替修繕	・ 野外劇場花道支柱等修繕 ・ 新利賀山房下手客席エアコン修繕

- ・ 茅葺屋根維持修繕

年 度	5年度	6年度	7年度
支出額	10,871,300円	14,492,500円	14,526,050円

- ・ 芸術環境整備

年 度	5年度	6年度	7年度
支出額	1,982,200円	2,118,820円	2,097,480円
主な内容	園内整地	園内整地	園内整地

(備品購入について)

- ・ 公の施設の備品（富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう）のうち、購入価格が1件100万円未満のものについては、次に掲げる備品購入費の上限額の範囲内で、指定管理者が購入することとします。ただし、実際の備品の購入にあたっては、事前に県と協議する必要があります。なお、備品は県に帰属するものとします。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は富山県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとします。

(備品購入費の上限額)

(単位：千円)

年 度	R 9	R 10	R 11
上限額	216	216	216

- ・ 備品の購入に係る費用については、3月毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。備品購入費と指定管理料、修繕費の費用区分をまたいで支出することは出来ません。
- ・ なお、1件100万円以上の備品については、県で購入することとします。

(参考) 過去3年間の備品購入の件数（1件100万円未満）

年 度	5年度	6年度	7年度
件 数	1件	1件	1件
支出額	199,100円	198,000円	157,960円
主な内容	製氷機	ウォーターサーバー	真空包装機

(6) 利用料金制について

- ・ 利賀芸術公園については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用します。
- ・ 利賀芸術公園の利用料金の額について提案してください。
- ・ 利用料金は、富山県利賀芸術公園条例第12条の規定により、条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。
- ・ 令和9年度～11年度までの年間利用料金収入見込額は 7,393千円／年とします。

(7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

- ・ リスク（役割）分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項 目	指定管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕・備品の購入（1件100万円未満） 合掌造り施設の茅葺屋根維持修繕、芸術環境整備	○	
施設の大規模な修繕・備品の購入（1件100万円以上）（※1）		○
施設に係る各種保険への加入（※2）	△	△

物価変動に伴う経費の増加（※３）	△	△
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※４）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（利用料金制導入施設）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※５）		○
災害時の対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○（（指示等））

- （※１）１件１００万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。
- （※２）施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。
- （※３）人件費・物価等の一般的な変動による経費の増加については、スライド制度の範囲内で県と指定管理者が適切に負担を分担します。なお、施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。
- （※４）天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。
- （※５）指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

（８）管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）は県に帰属することとします。ただし、業務仕様書３（１）の「富山県利賀芸術公園条例第５条第１号から第４号までに掲げる事業に関する業務」に基づいて得られた成果品の著作権は別途県の指示に従うものとします。
- ・管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

（９）定期報告書（月報）の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

①報告書の記載内容及び添付書類

（記載内容） 施設利用者数、利用料金収入、実施事業、利用者等からの苦情及びその対応状況、施設の安全管理のために実施した取組み 等

（添付資料） 定期報告書の添付資料として参考資料があれば併せて提出してください。

②提出期限 翌月１０日まで

③提出方法等 文化振興室芸術振興課へ１部提出

※この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

（１０）事業報告書（事業年度報告書）の提出

指定管理者は、手続条例第９条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。

①報告書の記載内容及び添付書類

（記載内容） ア 利賀芸術公園の管理の業務の実施状況に関する事項

イ 利賀芸術公園の利用の状況に関する事項

- ウ 利賀芸術公園の利用料金収入の実績に関する事項
- エ 利賀芸術公園の管理の業務に係る経費の状況に関する事項
- オ 県民のサービスの向上の実施状況に関する事項
- カ ア～オに掲げるもののほか、利賀芸術公園の管理の業務に関する事項
- キ 事業評価の実施に関する事項（「(11) 事業評価」参照）
- ク 総括

（添付資料） 再委託契約書（写）、職員配置図、その他参考資料

②提出期限 毎事業年度終了後又は指定管理期間満了後、1箇月以内

③提出方法等 文化振興室芸術振興課へ1部提出

（11）事業評価

- ・ 指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- ・ 各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・ 事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

（12）現在の指定管理者の職員の雇用の提案について

- ・ 指定管理者に選定された場合において、現在の指定管理者の職員の雇用についての提案を求めます。

（雇用の提案を求める職員）

区 分	人数	保有資格等
園 長	1	大型自動車免許 2名 ボイラー技士（2級）1名 危険物取扱者（乙）5名
スタッフ	5	
合 計	6	

（13）県からの派遣職員について

- ・ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合にあって、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します。（県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。）

（14）県による調査・指示等

- ・ 県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

（15）県による指定管理者に対する評価

- ・ 県は、指定管理者から提出のあった定期報告や利用者アンケート調査、実地調査等に基づきモニタリング・評価を行い、毎年度終了後に、県のホームページに掲載します。
- 《評価項目》・・・評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 利用者数・収入の増減に対する評価 | |
| ② サービス向上に向けた取組み | |
| ③ 利用促進（収入増）に向けた取組み | |
| ④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み | |
| ⑤ 個人情報保護の取組み | |
| ⑥ 関係団体との連携 | |
| ⑦ 施設・設備の維持管理 | |
| ⑧ 危機管理・安全管理などの取組み | |
| ⑨ その他必要と認められる事項 | 等 |

(16) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・ 地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県又は監査委員が必要であると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要であると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・ また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要であると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(17) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

- ・ 上記（14）の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(18) 自主事業の実施

- ・ 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県に事業計画書を提出（申請）し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。
- ・ 自主事業を実施する場合には、その内容を提案してください。
- ・ 自主事業を実施する場合には、次の点を満たす必要があります。
 - ア 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること
 - イ 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと
 - ウ 収支計画書上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することは出来ないこと
 - エ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること
 - オ 自主事業を行う場合においても施設使用料は県の収入として納めること（その他の部分については指定管理者の収入としてよい）なお、利用料金制をとっている場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること
- ・ 自動販売機や売店、軽食コーナーの設置等を行う場合は、自主事業として、県より行

政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費を県に納付すること。

3 応募・選定手続き

(1) 募集

- ① 募集要項の配布期間 令和8年8月10日（月）から令和8年8月21日（金）午後5時まで
- ② 配布場所 富山県生活環境文化部文化振興室芸術振興課
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
電話：076-444-3455
HPアドレス <https://www.pref.toyama.jp/171801/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/17/171801.html>

(2) 申請方法

① 提出書類

申請に当っては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

- ア 申請書 (様式第1号 富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則第3条第1項に規定する第1号様式)
- イ 事業計画書 (様式第2号)
- ウ 納税証明書 (富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式)
※法人にあつては法人の、法人格を有しない団体等については、その代表者について提出してください。
- エ 誓約書 (様式第3号)
- オ 法人等の概要を記載した書類 (様式第4号)
- カ 法人等の組織図、役員名簿 (様式第4号の2)
- キ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- ク 法人の登記事項証明書
- ケ 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であつて、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類）
- コ ケの書類を作成していない場合は、法人（団体）の事業及び財務の状況を明らかにした書類
- サ 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
- シ 共同体として申請する場合は、共同体の構成団体及び代表者、協定書、役割分担、業務実施体制、責任分担が明らかとなる書類
※共同体の場合は、ウ、オ～サに関する書類をその全構成員について提出すること
- ス 文化ホール又はこれに類する施設の管理業務の実績がある場合にはその内容が分かる書類（過去3ヵ年程度の主なもの）
※共同体の場合は、構成員の実績でも可

② 申請先及び申請方法

次の電子メールアドレスへ提出してください。ただし、「ウ 納税証明書」及び「ク 法人の登記事項証明書」は原本を郵送又は持参してください。提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

(申請書提出先)

富山県生活環境文化部文化振興室芸術振興課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3455 電子メール：abunkashinko@pref.toyama.lg.jp

③ 申請書提出期間

- ・ 令和8年10月5日（月）午前9時から令和8年10月9日（金）午後5時まで
- ・ 郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の午後5時までに必着

④ 申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

- ・ 申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(指定管理候補者の選定後の著作権)

- ・ 指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑤ その他留意事項

- ・ 同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・ 申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。
- ・ 申請書類、プレゼンテーション資料に第三者（申請者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- ・ 申請を撤回する場合は、辞退届（様式第7号）の提出が必要です。

(共同体による申請に関する事項)

- ・ 複数の法人等で構成する共同体も申請（以下「共同体による申請」という。）を行うことができます。
- ・ 共同体の構成員は、同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質疑応答

① 質問・回答方法

- ・ 質問は、次の質問受付期間内に質問票（様式第5号）により、電子メールにより、提出してください。
- ・ 回答期日に、現地説明会に参加した方の全てに対して、提出された質問及び質問への回答を電子メールで送付します。電子メール以外の方法による質問は受けません。

② 質問受付期間 令和8年9月17日（木）から令和8年9月25日（金）午後5時まで

③ 質問への回答日 令和8年10月1日（木）

(4) 現地説明会の開催について

① 日時 令和8年9月17日（木） 午後2時から約2時間程度

② 場所 利賀芸術公園 利賀創造交流館 会議室

③ 参加方法

- ・ 現地説明会に参加される応募者は、令和8年8月28日（金）午後5時までに現地説明会参加申込書（様式第6号）により、ご連絡願います。なお、1社につき参加者は2名までとします。
 - ・ 申請を行う場合には必ず現地説明会に出席してください。現地説明会に出席されない場合は、申請できません。
- （なお、現行の指定管理者以外の法人等から、現地説明会への参加申込みが無い場合には、現地説明会は開催しません。）

（５） 審査方法及び審査基準

① 審査方法

- ・ 指定管理者の選定に係る審査については、「富山県利賀芸術公園指定管理候補者選定委員会」において行います。
- ・ 審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います。
- ・ ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次選考を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
- ・ 二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することが出来なくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

② 審査基準

審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利用の確保 (手続条例第4条第1号)	【平等な利用の確保】 a 世界的な舞台芸術の鑑賞など、施設の設置目的に沿って、県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の設置目的の達成、効用の最大限の発揮 (手続条例第4条第2号)	【施設設置目的の達成】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基づいた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に行われる計画となっているか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか	20
	【サービスの向上】 e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか f DXによるサービスの向上の工夫がされているか g 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか	15
	【関係団体との連絡調整】 h 県や南砺市のほか関係団体と連携し、連絡調整を行える体制となっているか	5
	【利用の増加】 i 県が定めた利用料収入見込額に関わらず、さらなる利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか j 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか。	20
	計	60

3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点) = (最低提示額) / (申請者の提示額) × (配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものをを用います。 ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する。	実現可能性のない提示額の場合は選定しません 10
	計	10
4 公の施設の運営管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行える経営基盤を有しているか b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか	10
	【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した運営管理を実施できる組織体制、職員数、職員構成（資格、経験など）となっているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか e 職員の能力の向上、指導育成、研修体制は十分か	20
	計	30
合 計		100

③ 審査結果

- ・ 審査結果については、終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・ なお、審査結果概要については、県のホームページ等で次のとおり公表します。

<ホームページに記載する項目：二次審査の審査結果表>

審査項目 申請者	1 県民の平等な利用の確保	2 施設の効用の最大限の発揮	3 施設の効率的な管理	4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成	合計
(株)〇〇社					
(有)△△社					
(財)□□社					
指定管理候補予定者：(株)〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・ 審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

2 協定の締結

- ・ 指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。
- ・ 協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ④ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 事業報告等に関する事項
- ⑦ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑩ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑪ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑫ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- ⑬ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑭ その他、必要と認める事項

D その他

1 スケジュール

8月10日(月)	募集要項等の公表
8月10日(月)～8月21日(金)	募集要項等の配布
9月17日(木)	現地説明会の開催
9月17日(木)～9月25日(金)	質問の受付
10月1日(木)	質問の回答
10月5日(月)～10月9日(金)	申請書受付期間
10月中下旬	選定委員会による審査
11月上旬	指定管理候補予定者の選定結果の発表
11月上旬	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者の指定に関する議決 指定管理者の指定 指定管理者との協定の締結
令和9年4月1日	指定管理者による富山県利賀芸術公園の管理開始

2 その他留意事項

- ① 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ② 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

3 配付資料

- ・ 募集要項
- ・ 利賀芸術公園の管理に係る業務仕様書
(設備維持管理業務等一覧及び仕様書、備品一覧表、物品現在高調書、施設平面図)
- ・ 富山県利賀芸術公園指定管理者様式集
- ・ 富山県利賀芸術公園条例

- ・ 富山県利賀芸術公園条例施行規則
- ・ 富山県利賀芸術公園の利用料金の額について
- ・ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領

問い合わせ先

富山県生活環境文化部文化振興室芸術振興課

事務担当：林、水上

TEL／076-444-3455

メールアドレス／abunkashinko@pref.toyama.lg.jp